

## 地下水利用に関する各種報告書について

下記の場合には、県民の生活環境の保全等に関する条例第63条の規定により、報告書の提出が必要となります。

報告書は1部控えとしてお返しいたしますので、3部提出してください。

### ☆水量測定器設置報告書

揚水設備の揚水機の吐出口の断面積（2つ以上の揚水設備を設置している場合は、その断面積の合計）が $19\text{ cm}^2$ を超える設備を設置するときは、あらかじめ水量測定器を設置し、報告してください。故障、老朽化等により水量測定器を取り替える場合にも報告が必要です。

- ・添付書類：揚水設備等の概要、水量測定器の仕様書、揚水設備の構造図、設置場所及び配管系統図

### ☆揚水設備変更報告書

揚水設備を変更したときには、すみやかに報告してください。

- ・添付書類：揚水設備等の概要、揚水設備の構造図、設置場所及び配管系統図

### ☆揚水設備廃止報告書

揚水設備を廃止したときには、すみやかに報告してください。

- ・添付書類：廃止までの地下水揚水量報告書（地下水揚水量報告書内訳表添付）

### ☆揚水設備名称等変更報告書

報告者等（事業場の名称、所在地、報告者の名称、代表者氏名、住所）に変更があったときには、すみやかに報告してください。

### ☆揚水設備承継報告書

揚水設備を譲り受ける等したときには、すみやかに報告してください。

### ☆地下水揚水量報告書

水量測定器を設置して地下水の揚水量を測定し、その結果を毎年度、その年度の終了後1ヶ月以内に報告してください。

- ・添付書類：地下水揚水量報告書内訳表

※報告者については、法人の場合は組織（事業場）の代表権を有する方をお願いします。ただし、事業所長等に報告事務を委任するという委任状を添付していただければ、事業所長等の氏名で報告が可能です。（事業所長等に変更があっても揚水設備名称等変更報告書は必要なく、新たな届出時に、新しい事業所長等の委任状を提出してください。）

【お問い合わせ先】 環境部環境保全課水環境グループ （TEL：51-2390）

※豊橋市環境保全課のホームページでも様式をダウンロードできますのでご利用ください。

H P ア ド レ ス <http://www.city.toyohashi.lg.jp/4216.htm>